

総務委員会会議録

平成22年 7月 2日 (金)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:24

○委員長

ただ今から総務委員会を開会いたします。

「議案第67号 飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

議案第67号について、補足説明をいたします。

議案書の5ページをご覧ください。

本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が平成22年6月30日付けで改正されることに伴い、関係条例を整備しようとするものでございます。

具体的には2つの条例を改正するものでございますが、1つは「飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」でございます。新たに「3歳に満たない子のある職員がその子を養育するために請求した場合、原則として時間外勤務をさせてはならない。」と規定するものでございます。

また、2つ目は「飯塚市職員の育児休業等に関する条例」でございますが、配偶者が地方公務員の育児休業法により育児休業を取得中の職員については、改正前は育児休業等ができませんでしたが、育児休業、育児短時間勤務及び部分休業が取得できるように改正されたこと及び子の出生の日から57日間以内に育児休業した後も再度の育児休業ができるよう改正されましたことから条文を整備し、併せてその規定を適用する職員の範囲について、同法第2条において非常勤職員及び臨時に任用される職員について適用を除外する規定が置かれておりますことから、法の規定と重複する条例の規定を削除するものでございます。

それぞれの条例改正箇所につきましては、議案書9ページ以降に新旧対照表を掲載しております。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

日本共産党の川上です。今回の条例改正ではいま補足説明もありましたけど、3点改善が行われているとのことでもあります。そこでその対象になる方についてなんですけど、改めてお尋ねしますけど、非常勤職員、臨時職員については対象となるのかどうか、お尋ねをします。

○人事課長

先ほどご説明いたしましたように、地方公務員の育児休業法の第2条におきまして適用が除外されておりますので、ただいまご指摘のございました非常勤職員、臨時職員につきましてはこの適用はございません。

○川上委員

本市ではこの対象となる職員は何人で、対象とならない非常勤臨時職員は何人おられるか、お尋ねします。

○人事課長

まずは対象となる職員でございますけれども、定数内職員ということでございますので、約1,000名の職員がその対象になるということでございます。それ以外の職員、いま申し上げました嘱託職員、臨時職員については対象となりません。

○川上委員

対象人数は約1,000人と言われたんですが、正確に分からないですか。それから対象とならない職員の人数は答弁がなかったんですけども、分かりませんか。

○人事課長

対象とならない非常勤嘱託職員につきましては200名程度、それから臨時職員につきましては毎月変動がございますが、現在300名程度在職をしているというのが、概数でございますけれども状況でございます。

○川上委員

そのうち300人の臨時の方ですね、臨時だけれども継続的に雇用をされている職員は何人ぐらいと思われますか。

○人事課長

任用といたしましては臨職の場合は1年間でございます。ちょっと継続的という意味がよく分からないんですけども、臨職の場合は任用期間最大で1年でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○川上委員

例えば保育士に臨時の職員がおられますね。100人程度おられますか、その方たちが任期は1年だけでも、契約を改めることによって継続的に任用されてる場合があると思うんですけども、どのくらいおられますか。

○人事課長

臨時職のいま保育士で任用している部分のお尋ねでございますが、言われるように100名程度の臨時職員がいま任用されております。ただ継続的というふうにおっしゃいましたけれども、雇用につきましては先ほど申し上げましたように1年間という規定がございますので、任期を切った任用をしておるところでございます。

○川上委員

もちろん任期を切ってるんですけど、その方たちの中で更新をすることによってね、雇用契約を改めることによって継続的に仕事をされてる方がおられるでしょう。どれくらいおられますか。

○人事課長

更新というふうに言われますと、またこだわるようでございますけれども、任期を切った任用をしております。そういうことで、何というか、任期を切った後、また改めて雇用をするというような状況のある職員について何人かというふうなお尋ねであれば、いま申し上げました100人程度の職員の大部分がそれに該当する状況がございます。

○川上委員

ちょっと勉強してきたんですけども、中野区非常勤保育士雇止事件というのがありましたね。最高裁で判決が平成19年11月28日に出ております。その中では反復継続して任命されてきた非常勤職員に関する公法上の任用関係においても、実質面に即応した法の整備が必要というふうに裁判所のほうも述べておることについては、お聞きになったことがありますか。

○人事課長

その分につきましては承知をしております。それで先ほどから申し上げますように1年間というふうに申し上げておりますが、地方公務員法の規定がございまして、原則としましては臨時職員については6ヶ月の任用というのが最大限でございまして、それに特別な事情がある場合については1回に限り更新をすることができるという規定がございまして、1年間というふうなご説明をさせていただいております。飯塚市ではそういうふうな裁判事例もございまして、6ヶ月ごとの任用を更新しておるところでございます。

○川上委員

製造業の大企業がそれに似たことをやってるんですね。国会でも千葉市のことが取り上げら

れて議論になってることがあるんですよ。そういう中で、地方自治体の非常勤職員も少なくとも実質的に継続して雇用され常勤としての勤務形態を有する場合は、育児休業及び看護休暇を取得できるよう、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正も含めて適切な措置をとること、こういったことが日弁連から総務大臣に勧告されてるわけですね。これも国会の中でも紹介されておるんだけど、こういったことはご存知ありませんか。

○人事課長

日弁連からの申し入れというのは初めて聞いております。

○川上委員

そこで最初の対象のほうに戻りますけれども、対象が約1,000人とされました。30代以下の職員は何人ぐらいおられますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:10

再 開 10:10

委員会を再開いたします。

○人事課長

30代以下の職員ですが、概数でございますけど約100名程度ということでございます。

○川上委員

そうすると、例えばですけども約100人おられる臨時の保育士さんの中には30代以下は何人おられますか。

○人事課長

申し訳ございません。いま申し上げましたのは定数内職員でございますして、臨時職員の年齢については現在掌握している資料を持ち合わせておりません。

○川上委員

人事課以外で分かる課は見てないですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:12

再 開 10:12

委員会を再開いたします。

○人事課長

申し訳ございません。先ほど定数内職員の30代以下の職員の分で100名程度というふうに申し上げましたけれども、これちょっと区分のほうがですね、市外在住の職員だけを見ておりましたので約300名が在職しております。

○川上委員

臨時の保育士さんの年齢の関係は分からないということなんだけど、年配の方が多ですか、若い方が多ですか。

○人事課長

傾向といたしましては、若い方、20代、30代が多いかというふうに見ております。

○川上委員

既婚かどうかということもあるかもしれませんが、大体は臨時の職員の皆さんの方がというふうに言いきってしまうとどうかと思うんですけど、様々な労働条件の厳しさは大きいわけですね。そういう方々のことについて、皆さんのほうでは、法律は法律でしょうけども、今回条例改正にあたってどういう検討をされたか、されていないかお尋ねしたいと思います。

○人事課長

ただいまのご質問、要は非常勤なり臨時職員についての育児休業についての適用ということ
を市として独自に考えたことはないのかというご指摘かと思えますけれども、私ども現在の考
え方といたしましては、法的な部分につきましても除外の規定が置かれていると、また現実的
な対応といたしまして、これらの非常勤職員という部分につきましては、職員の配置につま
まして何がしかの理由で緊急に補充をする必要があるというようなこと、また職員の採用につ
いて、そこで補充ができない理由がありまして臨時に任用しておる状況がございますので、その
職員に対して例えば育児休業を認めるということになりますと、またその代替の措置のために
臨時になり、非常勤の職員を配置する必要があるということになりますので、現状では非常に
難しいというふうに判断をいたしております。

○川上委員

いま判断したんですか。この条例改正を上げるときに検討したかとお尋ねしたんです。検討
していないわけですか。

○人事課長

先ほど申し上げましたように検討はしております。これについて考えられないかということ
は、法律の改正前にも私どもも検討したことございますけれども、いま申し上げましたように、
また代替の職員が必要ということになりますと、この制度を置く意味があるのかということに
なりますので、その適用については見合わせておるところでございます。

○川上委員

最初に言えばよかったんだけど、私はこの条例改正は一部前進と思っておりますので、賛成した
いと思ってるんです。それ言ってしまうと質問がしにくいのであれなんだけど、2つのこと
を申し上げたいと思うんですね。市長にも聞いていただきたいんですが、臨時の仕事をするた
めに臨時職員という方がおられるんですけども、臨時でない仕事を臨時職員にあなた方はして
もらってるでしょう。本来、そういう配置になっている職員は、正規職員にすべきなんですね、
地方公務員法上も。特に保育士の仕事というのは、臨時を超えてるでしょう、今。ほぼ半数が
臨時職員ですよ、保育士で。2、3人少ないぐらいですよ、正職よりは。所長さんを除くとね、
臨時の方が多いですよ。特に穎田と筑穂は臨時職員の方が多いいじゃないですか。臨時である
はずがないんですよ。しかも反復継続的に雇用してるでしょう。だから、最高裁はそういう
場合は、実態に即したものの考え方をすべきではないかということを判決の中で言ってるわ
けですね。このことを重く受けとめなければならんと思うんですよ。本市も行財政改革のやり
方が、法の趣旨、本来の公務員の働き方に沿った行革になってるかどうかということも考えな
いといけないんですが、法律がそうなるからできないんだということはないんですよ。先
ほど千葉のことを少し言いましたけども、千葉市は指摘を受けて非常勤職員も育児休暇がとれ
るようにしておるそうです。私ももう少し勉強したいと思うんだけど、皆さんのほうでも今回
の条例で終わりとせずに、反復的に継続的に任用している職員については正規職員にするよう
努力するとともに、現状において臨時、非常勤職員も必要な方は育児休暇が取れるようにね、
市独自の施策を考えるべきではないかと思えます。これは意見を述べたということで、質問を
終わります。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第67号 飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、及び飯塚市職員の育児休暇

等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第68号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

議案第68号につきまして、補足説明をいたします。

議案書の12ページをご覧ください。本案につきましては、特別職の職員等の給料月額について、それぞれの給与を定めております条例の規定にかかわらず、市長は100分の10、副市長・上下水道事業管理者・教育長はそれぞれ100分の5を減じた額を支給するよう、特例として定めるものでございます。

なお、特例を適用する期間につきましては、行財政改革第一次実施計画の期間を予定しておりますが、附則に平成22年8月1日から施行し、平成23年3月31日までと定めており、平成23年4月以降につきましては、特例条例の内容や継続の適否について検討の上、次年度以降、年度毎に改めてご提案させていただく予定にしております。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

この条例の施行を8月1日とした理由をお尋ねします。

○人事課長

この分につきましては、本日委員会のほうに上程をいたしまして、この後採決が諮られるかと思えます。支給基準日というのが、各月の1日というふうに定めておりますので、条例を施行した場合の直近の基準日が8月1日でございますので、そのように規定をさせていただいたわけでございます。

○川上委員

臨時議会が先だつてあったわけですね、新しい市長が決まって。臨時議会に、対象が少し違うかもしれませんけども、同趣旨の条例を出さなかったのはなぜですか。

○人事課長

ただいまご説明いたしましたように、市長を始めとする常勤の特別職全職員に適用するものでございますけれども、ご承知のとおり臨時議会にてその就退任ということが出てまいりました。臨時議会でご議決をいただきました後、前任者の任期が5月の17日までということで、その任期の期間がございましたことから、その前に臨時議会でご減額条例を出すということも次に適用される方が就任をしない時期に先行して決めるというか、私どもが上程をするというのはいかがなものかということで判断をいたしまして、本日に至っております。

○川上委員

いかがなものかというところね、何を考慮したのかお尋ねします。

○人事課長

いま申し上げましたように、後任者に適用する、しかも条例で規定をしております給与の額を減ずるといふような不利益処分を行うわけでございますから、これにつきましては新体制になって改めて諮り、そこで意思決定をさせていただく必要があるということから申し上げます。

○川上委員

市長の場合は、自分が提案するわけだから、異存はないわけでしょう。上下水道事業管理者、教育長、100分の5の減額が自分になる前に決まってしまうというのがおかしいんじゃない

かという言い方なんですよ。皆そう思うわけですよ。ならなきゃいいじゃないですか、100分の5のカットが嫌なら。給料だって最初から決まってるじゃないですか。行革やってるのものはっきりしとるやないですか。それぞれ就任のあいさつで齊藤2期市政を支えるとか言ってるでしょ。行革やってるのは分かってるじゃないですか。100分の5のカットを初めて言うてるわけじゃないですよ。ずっと継続的にやってるじゃないですか。何をいかなものかと考えたのかね、今の説明では分かりにくいですね。もう少し説明できますか。

○人事課長

今ご指摘ございますけれども、これについてはご説明するまでもないかと思いますが、今年市長選挙が行われるということから、私どもといたしましても2通りの考え方がございました。1つは、行財政改革の計画の中でこの特例というか、特別職の減額を行っておりますので、それについては市長選挙ということは考えずに継続してもいいのではないかということで、仮の話でございますが、ことしの3月議会、市長選挙が始まる前でございまして、それを上程をさせていただくというふうな考え方もございました。ただし、市長選挙について対抗馬も出たということでございまして、この特例条例につきましてそれを行革の計画だからということで上程するものなのかどうかということを検討した結果、選挙の結果を見て上程をすべきだろうということで見送っております。でございますので、先ほど申し上げましたように、新たな常勤の特別職全員がそろった中で、この分の減額条例の提案というものをどうするかということを決めていただきまして上程をしたということでございます。

○川上委員

これはそれぞれの幹部が不始末をしでかしてペナルティをかけてるわけじゃないんですよ。行財政改革でしょう。6月1日から施行していた場合と8月1日か施行する場合と額的にはどれぐらい影響ありますか。

○人事課長

この減額に伴います影響額というのを1ヵ月当たりでございましてけれども・・・

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:28

再 開 10:30

委員会を再開いたします。

○人事課長

すみません。ちょっと手元のデータのほうがおかしかったものですから、いま計算をやり直しましたけれども、2ヵ月分ということになりますので、42万6000円の影響がでるといふふうに考えています。

○川上委員

昨年ごみ袋を値上げしましたね。旧飯塚の場合は合併のときに値下げになったんですよ。そのときは持ってる700円の袋はそのまんま還元もせず批判が出たでしょ。値上げしたときはシールを貼らせて張ってないのは置いて行くと、なぜかと、見せしめですと言ったんです。そんなひどいことも行革の名でやってきているわけですよ。それから行革とは言わないかもしれないけども、市の職員の人事評価を人材育成という名前で導入して、民間会社に頼んで、SとかAとかBとかCとかレットルを押しつけて、そしてその5,000円カットしてみたりしてそれをプールしてSに少し回すとか、そんなことを今やってるわけでしょう。市民と職員には非常に厳しいあなた方の行財政改革ですよ。同じ行財政改革の一環としてやっている市の最高幹部の行財政改革がこんなに甘くていいんですか。市長どうお考えですか。

○総務部長

人事課長もるるご説明申し上げましたけれども、甘いということではなく、選挙という中で

新体制後に決定させていただこうということでさせていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○川上委員

おそらく多くの市民、それから市職員は理解しないと思います。市長は先だって、昨年になるとは思いますけども、元の議員から職員給与を削減するべきではないかという、私はびっくりしたんですが、そういう質問が出た。それに対して市長は仕事をよくする職員には自分と同じぐらい給料をやりたいと答弁されました。しかし市民に迷惑をかける職員はそれなりに考えるということを言われた。自分の給料がいま言ったようにカット時期が遅れたというふうには思われませんか。

○総務部長

先ほどご説明いたしましたように、選挙後という中での決定でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○市長

給与の議会の開催そういう流れの中でやったことだと思ってます。私自身のことに関しては別にいいんですけども、他の特別職に対してですね、やはりその辺の同意はもう当然の分かりきったことだから、その給与が5%下がるのが嫌だったら受ける必要がないじゃないかというような発言は、これはもう暴言じゃないかと私は思うんですね。だから給与だけのことで特別職になったとは思ってません。やはりそこに責任の重さとかいろいろなことがあるから、それに対してはやはり議会の皆さんの同意ももちろん得た中での給与減という形、また本人にも私はそのことに対しては申し訳ないけどといったお願いをするわけでございますので、私はこの件に関しては別に事務处理的な流れの中で、行革とはいうものの事務处理的な流れの中で進めていったものだとして理解しておりますので、特別にその件に関して疑問を持っているわけではございませんし、また市民が怒るほどの問題ではないと思います。

○川上委員

市長それはね、鈍感ということですよ。先ほど暴言だと言われた。何が暴言ですか。何が暴言かと言ったわけですよ。自分が市長に求められて市の責任の一端を担おうと、市政運営の責任の一端を担おうと、市民に対する責任を果たそうと、任期中はがんばろうという決意をしたわけでしょう。あるいは促したわけでしょう。齊藤市長の行財政改革の方針は100も承知じゃないですか。その方々が事前に今までと同じように5%カットされて嫌だというならおかしいでしょう。私は特別職が給料をもらうためだけに働いてるとか言ってませんよ。それが嫌なら辞退するという選択もあるんですよ。これが暴言ですか。当然のことじゃないんですか。

○市長

例えば行財政改革の流れにあって、そこにそれだけの数字をね、給与に対する数字を認めないというようなことに対して、その市政に携わる特別職の一員にあるべき姿じゃないじゃないかというようなことに関しては、私はそれは間違いだと、いくら行財政改革の流れの中であつたとしても、給与の5%というものはその個人に対する問題であつて、私自身が問題なら別だけれども、その特別職の3人に対してですね、そういうことは理解しているわけだから、それが理解できないのなら受けるなというのは、私は暴言だということを言ってるわけです。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:37

再 開 10:38

委員会を再開します。

○川上委員

その方がいないときに決めるということじゃないんですよ、その方は任命されてないんだか

ら。臨時議会で決めておれば特定の個人の給料カットするとか、不利益をだれかに押しつけるってことじゃないんですよ、決まってないんだから。今ここで決めることのほうが、市長が出された議案ですけど、これは具体的に今の副市長、それから上下水道事業管理者、今の教育長この方たちに不利益を押しつけることなんですよ。でも臨時議会で議案出しておれば、それは特定されない役職に対する減額だから、言ってることはよく分かるでしょう。だから暴言とかいうのは、市長がおかしいわけです。それともう1つ、自分のことなら分かるけどと言われましたね。言われたでしょう。自分のことなら分かるけど。分かるならなぜ臨時議会で市長の給与カット10%を出さないんですか。何で2カ月も遅れて出すんですか。自分のことが分かるんだったら臨時議会で出してもいいでしょ。初めてのことじゃないんですもの。行財政改革を加速するというに書いていないじゃないですか、あなたの公約で。なぜ市長は自分のことについて5月臨時議会で出さなかったんですか。答弁を求めます。

○総務部長

何度も申し上げますけれども、選挙後の新体制の中で意思決定をした上でですね、議案という形をお願いをしていこうというふうに考えて、こういう事務処理をしてまいったわけでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○川上委員

もう一度市長の答弁を求めますけれども、答弁がないんだったら、もう答弁ができないということになります。市長、答弁できませんか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:40

再 開 10:41

委員会を再開いたします。

○市長

事務手続が遅れたという流れの中の一つだという認識の中で、臨時議会に上げなかったことに対しては、質問者の言われることも一理あると思います。私自身のこの条例に対するとらえ方を、質問者の立場からいえばもう少し認識が足らなかったんじゃないだろうかということだだと思います。そういう意味では遅れたことに対してはお詫びをいたします。しかし事務的職員に対してですね、そういうことに対して早くやらないかということに対して私自身は職員に対する行為の遅れに対しては、質問者が言われているようなところまでの認識はなかったことは確かですけれども、自分自身としてこの上げ方に対してはご理解をよろしく願いいたします。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は議案第68号に対しては賛成です。しかしながら、質問でも申しましたけれども、市民に冷たく職員には厳しい行財政改革を進めている中で、幹部が率先垂範という趣旨でやっているということのようですけれども、その率先垂範は出し遅れと、だから行財政改革のやり方が逆立ちしてるとずっと言ってきましたけど、その一つの表れがここに出ておるのではないかと、いうことを指摘しておきたいと思います。

○委員長

他に討論はありませんか。

(他になし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第68号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例」については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第69号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○課税課長

「議案第69号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の13ページをお願いします。13ページから19ページまで条文、20ページから26ページまで新旧対照表でございますが、内容の説明は省略させていただき、今回の主な改正についてご説明いたします。

最初に、住民税関係でございます。扶養申告書に関することでございます。所得税法改正によりまして、16歳未満の年少扶養控除の廃止等が行われることにより、対象者については、所得税での扶養申告が必要ではなくなりますが、個人住民税の扶養控除等の全体像をご覧ください。この改正につきましては、地方税法改正のみで完了となるため、今回の市税条例改正には適用はございませんが、参考資料といたしまして提出させていただいております。一番下、横に左から右に15. 16. 18. 19と年齢でございますが、16歳未満までの扶養控除33万円が廃止になります。また、16歳から19歳未満までの特定扶養控除上乗せ分12万円が廃止になります。

この改正で16歳未満までの扶養控除の申告は不要となりますが、個人住民税の非課税限度額制度の判定基準や、福祉施策等において情報を把握する必要があり、従前のとおり申告書の提出義務を規定するものでございます。施行は平成23年1月1日でございます。

次に、個人投資家の株式市場への参入促進の観点から、小額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得に対する非課税措置を講じるものであります。非課税口座内の譲渡所得等非課税措置の創設という資料をお配りしておりますので、併せてご覧ください。

年間100万円までの新規の株式投資について、3年間、合計300万円までを上限として非課税とするものであります。具体的には平成24年から平成26年までの各年において、金融商品取引における非課税適用を受ける株式投資用の口座を開設した場合、その口座での取引について、投資に係る配当及び譲渡益が10年間非課税となるものです。施行は平成25年1月1日であります。

次に、たばこ税の税率の改正でございます。たばこ税につきましては、国民の健康増進の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく必要があるとの方針に沿って、今回、たばこ1,000本につき3,298円を4,618円と1,320円の増、旧3級品も同じく1,000本につき1,564円を2,190円と626円の増となるものでございます。小売価格では1箱20本入り100円程度の値上げの見込みでございます。旧3級品とは、専売制度下において3級品とされていた紙巻たばこを言います。施行は平成22年10月1日でございます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

この矢印のある資料を見ると分かりやすいかなと思いますけれども、16歳未満の年少扶養控除の廃止はどのような理由で行われたのでしょうか。

○課税課長

所得税の改正でございますが、子ども手当の支給が始まったことによるものと考えております。

○川上委員

それは財源にするという意味ですか。

○課税課長

財源と申しますか、手当が始まることによりまして税の観点からその分についての控除は外すという政府の考え方だと思っております。

○川上委員

今の話だと、右手で、左手でもいいんだけど、子ども手当はやるけれども、片方で増税ですよということなんですね。16歳から19歳未満までの特定扶養控除上乗せ分の廃止の理由も同様ですか。

○課税課長

同様だと思っております。

○川上委員

要するに、子ども手当の財源に庶民増税をもって充てたという面がひとつあるわけですね。それで、この廃止によって全国的には平年ベースで4569億円増税になるという試算が国のほうであるわけですね。これは過去最大規模なんですね。本市での影響額はどの程度ですか。

○課税課長

あくまでも概算でございますが、平成21年で申しますと、16歳未満につきましては扶養控除33万円の廃止、対象者は約15,000人でございます。税額にいたしますと、2億9700万円、それから16歳から19歳未満の扶養控除33万円の上乗せ部分12万円の廃止でございますが、対象者は約3,000人、税額にいたしますと2160万円でございます。合計で3億1860万円程度と見込んでおります。

○川上委員

少し入り込んでいくかもしれませんけども、これによる税の負担増と子ども手当の支給を比べると負担のほうが大きくなるというようなご家庭はありますか。

○課税課長

今の状況では、そういう該当については試算しておりません。

○川上委員

生じるんですね。生じることを国は承知なんだけども、是正措置をまだ取りきっていないということです。そういうことが今度の条例改正のベースにあるということですね。

質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は議案第69号に反対の立場から討論をいたします。今回地方税法の一部改正による年少扶養控除の廃止、特定扶養控除の上乗せ部分の廃止の影響は全国で4569億円、過去最大規模の増税になるわけです。本市における影響額は、約3億1800万円を試算されております。生活苦にあえぐ住民にさらに重荷を押しつけるものだと思うわけです。今回の増税は子ども手当の財源ともされていますけれども、庶民増税を財源にするやり方には批判もあります。さらにその子ども手当の制度設計そのものが動揺している中で、来年度以降続くのかということも含めて動揺してるわけですが、増税だけは恒久化すると、恒久的に進めるというのでは、住民にとってはたまらないということだと思ふんですね。それで個人の市民税に関する扶養親族申

告書については、この増税措置に伴うものであって、私はこの本議案を認めることができません。以上で討論を終わります。

○委員長

他に討論はありませんか。

(他になし)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第69号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手、賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 55

再 開 11 : 05

委員会を再開いたします。

「議案第72号 専決処分の承認（平成21年度飯塚市一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

議案第72号 専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものであります。

配布いたしております平成21年度補正予算資料をお願いいたします。

1ページをお開きください。今回の補正は、表の下に記載いたしておりますように、地方交付税、市債等の確定に伴い補正を行うものでございます。

2ページの補正予算の概要についてご説明いたします。まず歳入でございますが、特別交付税の額が確定したことにより、5億5678万6千円を追加いたしております。

国庫支出金では、水道事業会計での実施事業が地域活性化・公共投資臨時交付金の対象事業となったため追加するもので、交付額と同額を水道事業会計へ補助金として支出するものであります。

地域活性化・きめ細かな臨時交付金につきましては、内示額が増額されたことにより補正するもので、歳出で各所道路橋りょう改良工事および各所体育施設改修工事を追加し、平成22年度に繰り越して実施するものでございます。

市債につきましては、事業費の確定等により補正するものであります。

以上の補正により、財政調整基金繰入金を6億2275万1千円減額することで財源調整をいたしております。今回、補正後の繰入金予算額は5億1483万4千円となります。

歳出につきましては、歳入でご説明しましたように、国庫支出金の交付決定に伴い各事業費を追加するものでございます。

繰越明許費の補正は、飯塚こ線橋補修工事負担金以下3件につきましては、年度内の事業完了が見込めないため、追加するものであります。

また、茜屋線道路改良事業以下3件につきましては、平成21年度事業費の支出予定額の変更及び国庫支出金の追加交付により変更を行うものでございます。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

補正予算書の6ページ、歳入の地方交付税、特別交付税が5億5678万円余ということなんですけれども、この額の内訳がどうなっておるか、お尋ねします。

○財政課長

特別交付税につきましては、普通交付税と異なりまして算出基礎というのが明らかになっておりません。国の交付税総額の6%が特別交付税として交付されますもので、その配分ということで、中身の算定の内訳については承知をいたしておりません。

○川上委員

前年と比べた増減はどうでしょうか。

○財政課長

本市の対前年度の特別交付税の増減でございますが、2.8%前年よりも増加いたしております。

○川上委員

2.8の伸びというのは、全国あるいは県下と比較するとどういう位置にあるのか、またそれをどのように評価するのかお尋ねをします。

○財政課長

特別交付税の全国都市の分の伸び率でございますが、全国では2.2%増加しております。福岡県では2.6%増加しておりますので、本市はその伸びを上回っています。本市の特別交付税につきましては、当初合併による加算が平成20年度までありましたが、それが21年度なくなりますので、その分をかなり減額交付されるのではないかというふうに予算上で見ておりましたが、全国平均を上回っておりますのは、昨年7月末の豪雨災害の関係の分の経費が今回の交付に加味されたのではないかというふうに判断をしております。

○川上委員

私は税金がこのように地方公共団体に来るとはいいけれども、その税金の使われ方として算出根拠が分からないと、国から来るお金が、というのは非常に良くないと思うんですね。皆さんもご苦労されてるんじゃないかと思うんですけど、国のほうにこのお金の額は、なぜこの額なのかと、教えてくれというふうに言ったらどうなりますかね。

○財政課長

私どもでも、言われるように算定の次年度の予算編成とかそういったものの参考にするために内訳等のお尋ねは県のほうにしておりますが、県のほうでも詳細は分からないということで回答を伺っております。

○川上委員

県に聞くからですよ。自治財政局に聞いたらどうですか、総務省の。どうしてかと。

○財政課長

私のほうは、県のほうが交付税関係の取りまとめというか、そういったのをさせていただいておりますので、市町村支援課のほうに問い合わせをしたいと思っております。

○川上委員

お金の出所は国なんですよ。中間で取りまとめする県があると。そこに聞いて分からないでしょう。分かるならそれでいいですよ。分からないなら、分かるところまで聞いたらどうなんですか。なぜ分からないのかは福岡県には聞かないといけないけど。いずれにしても、恐らく災害があったから他の伸びより多いんじゃないかとかね、そんなことを勝手に推測しても仕方がないわけですよ。なぜこの程度なのかと、こんなに地方苦しんでるのにどうなってるのということを私はきちんきちんと、県でだめなら国に聞いて明らかにしてもらおうという運動を全国的にする必要があるんじゃないかなと思いますので、その点を意見を述べておきたいと思います。以上です。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。

「議案第72号 専決処分の承認（平成21年度飯塚市一般会計補正予算（第8号）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

請願について、話し合いをしたいので暫時休憩いたします。

休 憩 11：15

再 開 11：21

委員会を再開いたします。

次に、「請願第18号 暮らし支える行政サービスの拡充を求める請願」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

おはかりいたします。本請願は、慎重に審査するということで、継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本請願は、継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、2件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市慣行等の取扱いに関する検討について」、報告を求めます。

○総務課長

「飯塚市慣行等の取扱いに関する検討について」、ご報告いたします。本市における市の花、木、花木、市民表彰制度、名誉市民等、いわゆる慣行等の取扱いにつきましては、平成18年の1市4町合併協議におきまして合併後の新市において検討、制定することとされておりました。合併後5周年となる今年度中の制定を目指して、このたび検討を開始することといたしました。スケジュールといたしましては、本議会におきまして関連予算が議決されれば、8月に第1回目の検討委員会を開催し、その後市民アンケート等を実施したのち、本年中に素案を作成、パブリックコメント等を経て、来年2月を目処に制定しようとするものです。検討委員会には飯塚市自治会連合会代表を始め、各種団体及び公募市民等からご参加をいただき、花、木、花木等の検討部会及び表彰制度、名誉市民等の検討部会の2部会に分かれて、検討を進めていきたいと考えています。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成21年度タウンミーティングの意見に対する対応状況について」、報告を求めます。

○総合政策課長

「平成21年度タウンミーティングの意見に対する対応状況について」、ご報告いたします。昨年度実施いたしましたタウンミーティングにおきまして、参加者から出されました意見及びアンケートに対しまして、本年3月時点での市としての対応状況をまとめましたので、報告するものでございます。会場における意見が176件、アンケートによる意見が305件、合計で481件の意見をいただきましたが、内容の説明は省略させていただきます。なお、この概

要につきましては本日の報告終了後に各支所、公民館などに配置いたしまして、市民の皆様に読んでいただくとともに、市報やホームページでも掲載する予定でございます。また、いただきました意見等は今後の施策に反映するよう努めてまいりたいと考えております。なお、本年度につきましては、これまで開催してきました市民を対象にいたしましたランチミーティングを主に、自治会長等との懇談会を行う予定にしております。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を集計いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。